

雇用促進住宅の売却に係る勧誘についての注意喚起

雇用促進住宅の売却に関し、既にお知らせしました事例に加え、下記の事例のような勧誘が行われているという情報が寄せられておりますが、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構はこのような勧誘には一切関与しておりません。

下記のような勧誘を受けられた場合は十分ご注意くださいとともに、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構に問い合わせを行っていただくようお願いいたします。

記

- 1 手付金ないし手数料等(例：500万円)を支払うことにより住宅を優先的に購入することができる旨の話を持ちかけている事例
- 2 社会福祉法人(注)であれば雇用促進住宅を安く購入することができる旨の話を持ちかけ、手付金ないし手数料等の名目で金銭(例：500万円)の支払を要求する事例

(注)雇用促進住宅の譲渡については、地方公共団体への譲渡に加え、地方公共団体が特に推薦する法人(以下「推薦法人」という。)に対しても、譲渡ができることとなっております。その場合、地方公共団体からは当該地方公共団体の政策目的を実施するものとしての法人への推薦に加え、推薦法人に対して10年間住宅等公的な用途に利用することを監督・指導するなど、推薦法人に対する責任の一端を担っていただくことが条件となります。

このような条件をクリアした上で、推薦法人が地方公共団体に準ずる法人として譲渡を行うことが適切か否かを(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構で審査いたします。

<参考>

民間への売却については、一般競争入札により実施することとしております。なお、入札実施にあたっては、事前に、売却に関する入居者説明会を行い、理解が得られた場合に一般競争入札を行うこととしております。

問い合わせ先

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構住宅譲渡部
電 話 043(213)6629, 6601